

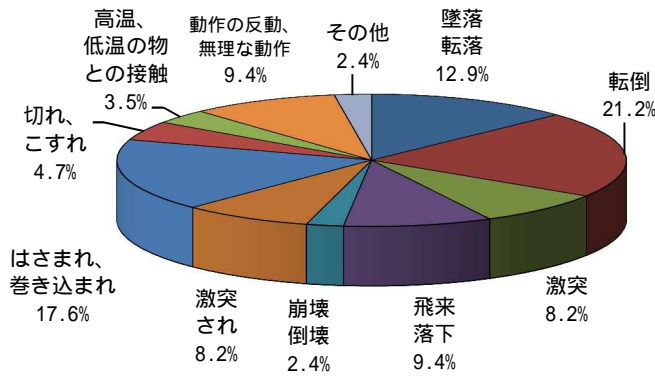


# 監督署だより

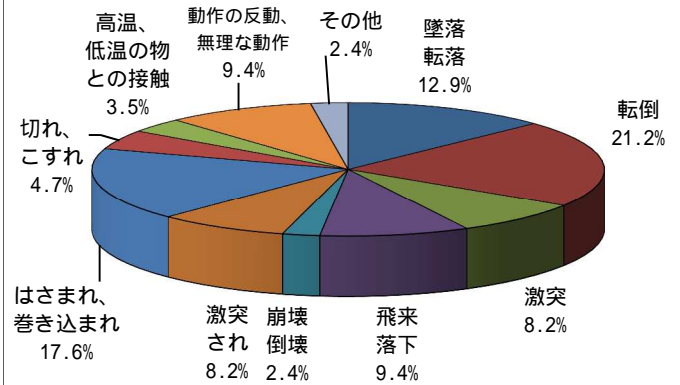
平成 29 年 5 月号  
発行：古川労働基準監督署

## 平成 28 年 業種別事故の型別発生状況

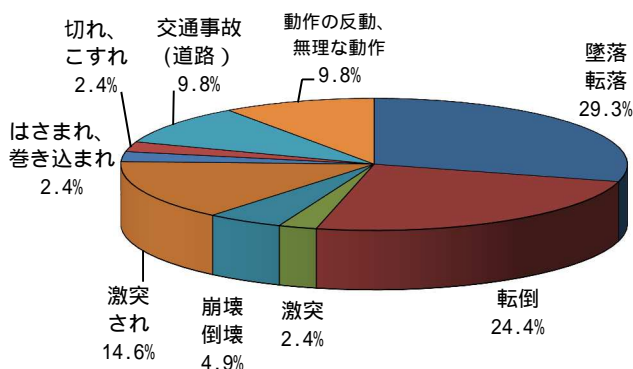
### 製造業



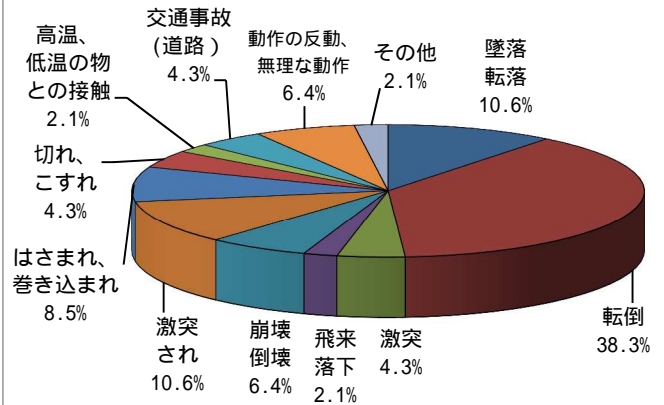
### 建設業



### 陸上貨物運送事業



### 商業



## はしごや脚立による墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、日常生活でも使用しているため、墜落や転落の危険性を感じないまま使用することが多いかと思えます。

過去の労働災害事例では、骨折などの重篤な災害が数多く発生し、中には死亡災害に至った事例もあります。

### 労働災害を防ぐためのポイント

- 発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう
- はしごや脚立の代わりとなる作業台やローリングタワーなどの使用を検討しましょう。
- はしごや脚立を使用する際は、高さが1m未満でも墜落防止用のヘルメットを着用し、頭部の負傷を防ぎましょう

**労働者、雇主の皆さまへ**

**はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！**

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、重傷・重傷の危険をそれと感せずして使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の労働災害を鑑み、危険な作業は必ずしも必要と認められず、安全対策を講ずることが必要です。安全対策を講ずることが、はしごや脚立を安全に使用するために不可欠です。

- はしごや脚立は、必ずしも必要と認められず、安全対策を講ずることが必要です。安全対策を講ずることが、はしごや脚立を安全に使用するために不可欠です。
- はしごや脚立は、必ずしも必要と認められず、安全対策を講ずることが必要です。安全対策を講ずることが、はしごや脚立を安全に使用するために不可欠です。
- はしごや脚立は、必ずしも必要と認められず、安全対策を講ずることが必要です。安全対策を講ずることが、はしごや脚立を安全に使用するために不可欠です。

**「はしご」に関する災害 (再発防止)**

① 「はしご」は、転落・転倒の危険を伴うため、必ずしも必要と認められず、安全対策を講ずることが必要です。安全対策を講ずることが、はしごや脚立を安全に使用するために不可欠です。

② 転落・転倒の危険を伴うため、必ずしも必要と認められず、安全対策を講ずることが必要です。安全対策を講ずることが、はしごや脚立を安全に使用するために不可欠です。

③ 転落・転倒の危険を伴うため、必ずしも必要と認められず、安全対策を講ずることが必要です。安全対策を講ずることが、はしごや脚立を安全に使用するために不可欠です。

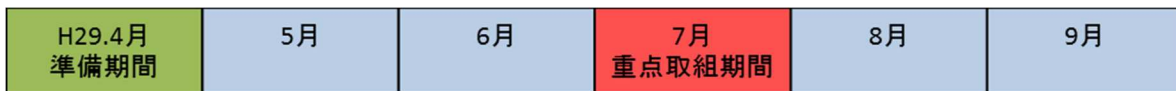
厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

# STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。

厚生労働省では、労働災害防止団体などとの連携の下、職場における熱中症の予防のため「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。各事業場においては、事業者、労働者が協力して、熱中症予防への取組を進めましょう！

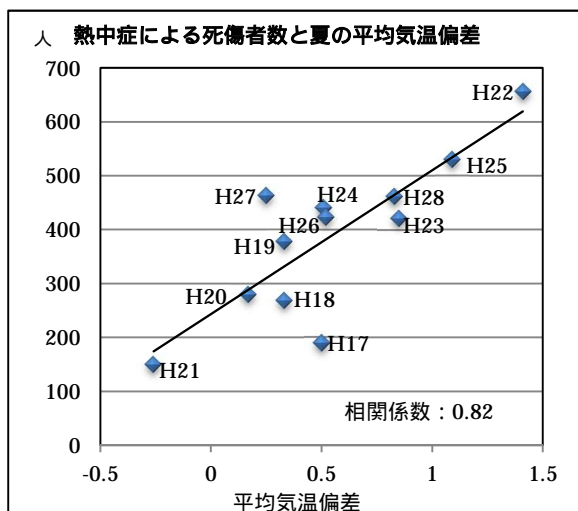
期間：5月1日～9月30日 準備期間：4月 強化月間：7月



気象庁が発表している夏の平均気温偏差との関係を見ると、平均気温偏差の大きかった年（例年よりも暑かった年）には、熱中症が多く発生しています。

## 健康管理のポイント

- **健康診断結果に基づく対応等**  
糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の持病がある労働者は、医師の意見を聞いて配慮をしましょう。
- **日常の健康管理等**  
前日の飲みすぎなどないようにしましょう。  
当日の朝食はしっかり取りましょう。
- **労働者の健康状態の確認**  
管理者は作業開始前や作業中の巡視で労働者の健康状態を把握しましょう。  
複数作業では労働者同士がお互いの様子に注意しましょう。



**急に容体が悪化し死亡する事例が発生しています。**

8月	商業	事業場にて商談、展示車両の洗車業務等に従事していた労働者が、17時30分頃、事業場内の清掃作業中に頭痛を訴えた。2階の休憩室で休養し、19時過ぎに帰宅した。翌8日の朝、起床してこないことから、家族が様子を見にいったところ、呼吸停止の状態で見送された。 【参考：環境省熱中症予防情報サイト WBGT値：32.0】
----	----	--

症状に応じ、躊躇せず救急隊を要請する、病院に搬送するなどの措置をとってください。

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」については、厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」内に、特設サイトが開設され、各種情報が掲載予定ですのでご活用ください。

## 当署管内の災害発生状況

	28年 全期		26年 同期		27年 同期		28年 同期		29年 4月末				
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)
全産業	309	2	75	1	61	1	97		76		100.0	-22	-21.6
製造業	85		16	1	18	1	26		22		28.9	-4	-15.4
建設業	56	1	11		7		17		7		9.2	-10	-58.8
運輸交通業	45		14		6		19		17		22.4	-2	-10.5
商業	47	1	8		10		20		13		17.1	-7	-35.0

発行：古川労働基準監督署 安全衛生課（本誌に対するご意見、苦情等があればご連絡ください。）

電話 0229-22-2112(代表) 〒989-6161 大崎市古川駅南 2-9-47

バックナンバーは  「宮城労働局 古川労働基準監督署からのお知らせ」で